

第一百五十五回

## 参議院農林水産委員会会議録第九号

(一五一)

平成十四年十二月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月六日

辞任

宮本 岳志君

十二月九日

辞任

市田 忠義君

補欠選任  
市田 忠義君補欠選任  
市田 忠義君補欠選任  
市田 忠義君

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

三浦 一水君

国井 正幸君

田中 直紀君

常田 享詳君

和田ひろ子君

岩永 浩美君

太田 豊秋君

加治屋 義人君

小齊平敏文君

福島啓史郎君

松山 政司君

郡司 彰君

信田 邦雄君

羽田雄一郎君

本田 良一君

日笠 勝之君

渡辺 孝男君

畠野 君枝君

○委員長(三浦一水君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

去る六日、宮本岳志君が委員を辞任され、その

補欠として市田忠義君が選任されました。

また、昨九日、市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として畠野君枝君が選任されました。

國務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

渡辺 孝男君

太田 豊秋君

山田 榮司君

西藤 久三君

須賀田菊仁君

川村秀三郎君

西藤

正幸君

田中 直紀君

常田 享詳君

和田ひろ子君

岩永 浩美君

太田 豊秋君

加治屋 義人君

小齊平敏文君

福島啓史郎君

松山 政司君

郡司 彰君

信田 邦雄君

羽田雄一郎君

本田 良一君

日笠 勝之君

渡辺 孝男君

畠野 君枝君

岩本 莊太君

中村 敦夫君

農林水産省総合食料局長西藤久三君

農林水産省生産局長農林水産省経営局長川村秀三郎君

食糧庁長官石原葵君、林野庁長官加藤鐵夫君、水産庁長官木下寛之君、国土交通省住宅局長松野仁君及び海上保安庁次長津野田元直君

農林水産省総合食料局長西藤久三君

農林水産省生産局長須賀田菊仁君、農林水産省経営局長川村秀三郎君

食糧庁長官石原葵君

林野庁長官加藤鐵夫君

水産庁長官木下寛之君

国土交通省住宅局長松野仁君

海上保安庁次長津野田元直君

○委員長(三浦一水君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(米の需要拡大策に関する件)

(循環型農業の推進に関する件)

(森林の整備及び地域材の利用促進に関する件)

○農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三浦一水君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

私は、まず森林・林業の問題について質問をい

たします。

昨年の森林・林業基本法の審議において質問をい

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

去る六日、宮本岳志君が委員を辞任され、その

補欠として市田忠義君が選任されました。

また、昨九日、市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として畠野君枝君が選任されました。

○委員長(三浦一水君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお詰りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に

農林水産省総合食料局長西藤久三君、農林水産省

生産局長須賀田菊仁君、農林水産省経営局長川村秀三郎君、食糧庁長官石原葵君、林野庁長官加藤鐵夫君、水産庁長官木下寛之君、国土交通省住宅局長松野仁君及び海上保安庁次長津野田元直君を

農林水産省総合食料局長西藤久三君

農林水産省生産局長須賀田菊仁君、農林水産省経営局長川村秀三郎君

食糧庁長官石原葵君

林野庁長官加藤鐵夫君

水産庁長官木下寛之君

国土交通省住宅局長松野仁君

海上保安庁次長津野田元直君

○委員長(三浦一水君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(米の需要拡大策に関する件)

(循環型農業の推進に関する件)

(森林の整備及び地域材の利用促進に関する件)

○農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三浦一水君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(米の需要拡大策に関する件)

(循環型農業の推進に関する件)

(森林の整備及び地域材の利用促進に関する件)

○農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三浦一水君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(米の需要拡大策に関する件)

(循環型農業の推進に関する件)

(森林の整備及び地域材の利用促進に関する件)

議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田ひろ子君 おはようございます。民主党・新緑風会の和田ひろ子でございます。何かどうぞきしゃやつた。歌でも歌わなくちゃいけないのかと思った。

○和田ひろ子君 おはようございます。民主党・新緑風会の和田ひろ子でございます。何かどうぞきしゃやつた。歌でも歌わなくちゃいけないのか

と思つた。

政府は新基本法の理念を実現していくためにいかに森林整備が重要であるかを強調されました。そして、私は、平成十四年度の林野庁予算を見て、新基本法の理念や基本計画を実現していくための具体的な推進力は何もないのではないかというふうに思いました。現在の森林・林業の現状の中では森林整備、森林の維持管理が一番困難とされているのではないか、そして森林の多面的な機能を持続的に発揮させていくためにはこれが一番重要なことではないか、その点からいえば森林整備の予算の拡充が必要ではないのかということを質問をいたしました。

また、九七年のCOP3で採択された京都議定書、そして昨年十一月の気候変動枠組み条約、7

ですね、第七回締約国会議の合意を受けて政府も、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止に果たす役割を始めとする森林の多面的機能の持続発揮を図るために、水土の保全とか、森林と人との共生、資源の循環利用などの重要な機能に応じた森林の育成や保全を積極的に推進すると言わわれています。

臣では、林野庁長官の方からお答えしますが、和田ひろ子委員にお尋ねをいたしました。お尋ねじゃない、お答えを申し上げます。大変失礼を何が逆になると大変失礼。どうも出だしが、申し訳ありません。

今、委員が御指摘をいただきましたように、京都市議定書上、私ども、「二酸化炭素削減目標六・〇%」のうち半分以上の三・九%を森林の吸収目標とし

て山林が認められております。したがつて、この議定書は政府としてこれを受け入れているわけでございますので、それに基づいて私ども、予算や経済財政諮問会議で私が議論する折でございます。とか、あるいは様々な場面におきまして内閣の中で議論するときに当然にこのことを申し上げています。

そういう中にありますて、現状程度の水準で森林整備等が推移した場合には確保できる吸収量は三・九%を大幅に下回るおそれがある、そういう意味では和田先生と同じ危機感と問題提起に対しても私はどのように思つておりまして、もつともつと努力をいたさなければならぬと思つております。

これは我が省だけではございませんけれども、我が省がやはりリーダーシップを取つて、健全な森林の整備、まず第一点は、保安林等の適切な管理保全、それから国民参加の森造り、それから木材及び木質バイオマス利用の推進を柱として地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策を今年中に策定するよう取り組んでおるとこでございまして、今作業中である十四年の補正予算それから十五年度の予算を通じて所要の予算の確保に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

なお、私の名前も森が付くものでございますから、青森でもございますし、本当に森林の重要性

具体的な数字は、ちょっとと林野庁長官から答えさせていただきます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、基本的な考え方につきましては大臣の方でお答えをしていただきたおりでございますが、額といたしまして、今回の十五年度予算要求につきましては、地球温暖化の防止を図ることを基本にいたしまして、林野庁といしまして十四年度の予算額が四千五百六十四億円でございますけれども、五千三百五十二億円という概算要求基準ぎりぎり一杯要

求をさしていただいているところでございます。それで、我々としては、これと補正予算、今回要求いたしております補正予算と合わせながら、できるだけの予算の確保に頑張つていただきたいというふうに思つておるところでございます。

○和田ひろ子君 気候変動枠組み条約の中で、〇・二%の削減というのは整備された山ということになつておるというふうに思ひます。三・九%が大変難しいというふうにおつしやいましたけれども、

外国で買うというのが、日本が世界を緑にすることの意味では大変いいことだというふうに私も思つてますが、外國から買って、全部外國に木を植えて買おうというよりは、やっぱり日本の国の山の整備が一番大切だというふうに思いますので、どうぞ日本の緑を大切にしていただきたいと

いうふうに思ひます。よろしくお願ひします。緑資源公団が独立行政法人緑資源機構に移行することになりましたけれども、私は新機構が森林整備という社会的要請に積極的にこたえていくべきだというふうに考えています。そうした必要性について、本當は大臣にお尋ねをしたいんですが、どのようにお考へですか。造林その他のことについて緑資源の役割、長官で結構です。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 緑資源公団におきまして森林整備、水源林造成というものを実行しているわけでございますが、これは、森林の有する多面的機能の發揮に対する要請が高い森林であつても、森林所有者等の自助努力によつては森林の整備が困難な地域というところにござります水源涵養保安林等において水源林の造成を行つてゐるわけでございまして、今、状況が大変厳しくなつてきているということから見ますと、大変今まで以上に重要ななつてきているんではないかというふうに思つておるところでございます。

そういう点で、この水源林造成について力を入れていきたいということでござりますけれども、同時にやはり今までの整備の在り方ということをお聞きついても見直しを図つていくことが必要でございまして、針葉樹と広葉樹を交ぜた混交林を

造成していくとか、あるいは複層林などを考えていくというような形での多様な水源林の造成といふものに取り組んでいきたいということを考えています。

それからまた、緑資源公団におきましては、森林整備を進めていくに当たつて重要な林道の整備も行つておるところでございまして、環境保全に配慮しながらそいつた林道整備についても努めたいかだというふうに考えているところでございます。

○和田ひろ子君 今、年間、山の作業で五十人以上の方が亡くなっています。本当に林業、厳しい仕事でござります。それはやっぱり御多分に漏れず扱い手がいらっしゃらないということも大きな原因だというふうに思つてます。スーパー林道のようなあんな林道はもう必要ないというふうになつておりますけれども、せめて林業を守る

林道、本当の意味の林業作業のための林道なんと云つて、本當は大臣にお尋ねをしたいんですが、どうぞ、その意味で林業を本当に日本からなくさないで、緑を絶対になくさないで守つてしまつておるふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

林業が大変厳しい状況になつて久しいと思いまして森林整備、水源林造成というものを実行しているわけでございますが、これは、森林の有する多面的機能の発揮に対する要請が高い森林であつても、森林所有者等の自助努力によつては森林の整備が困難な地域というところにござります水源涵養保安林等において水源林の造成を行つてゐるからと云つておるふうに言い続けられておりました。しかし、我が国の木材の需要はおむね一億立方メートルあると思います。そして、森林の蓄積量は毎年八千万立方メートルずつ増加している中で、木材自給率は二〇%を切つてます。

こんな中で、例えば木材のおうちが日本の木材だけでなくて外材も一緒に使うのでとても試算がしくてお答えがしにくいということをお聞きしましたけれども、私がもらいました資料の中では、住宅着工戸数を見てみても、平成八年度は百

六十四万戸あつたものが平成十三年度では百戸程度まで落ち込んでいます。また木造率は、平成十二年度で平成八年度の四五%水準になつております。持ち家も六十四万戸から四十五万戸に減少しています。このうち、どの程度の国産材が利用されたのか、本当にお聞きしたいところです。でも、何か合材とかいうのもたくさんあつてお答えにくいというふうに聞いておりますので、私はこれを今お示しをしました。

地域材の利用を強力に進めるために、公共施設へ新たな対応、あと乾燥の設備を公的なものでとか、プレカットの何か公的なところがあつた方がいいんじゃないかとかいう思いがします。山の上で買った材木が、本当にうちを建てる人のところに渡るのには何十倍にもなつてしまつという大変不思議な、不思議なというか、これは本當だと思いますけれども、そういう状況であります。

公共施設というふうに私が地元の人々に言つたら、例えば老人ホームなんかを建てるときに補助率を地元の地域産を使つたら少し加算してもらえるとか、そういうようなことをしながら国産材を使う、国産材と言つちやいけない、そうですね、地域材と言わなくちゃいけない。地域材を使って、本当にこの山が、日本の山がローテーしていかなければ絶対に整備が不良になつてしまつというふうに思ひますので、そういうお取り組みについてはいかがなお考へですか、お尋ねをします。

○副大臣(太田豊秋君) ただいま和田先生からそれぞ森林の重要性等々についてお話をありますので、そこの中に、スーパー林道あるいは林道の整備の中で、スーパー林道はともかくとしてもといふふうなお話もあつたわけであります。大規模林道については会津地方では大変に多くの希望がございまして、そういう意味で大規模林道の開発については飯豊檜枝岐線などにつきましてこれを全国ただ一本だけ認可をいたしましたというふうなことにもなつておられます。やつぱり地元のいろいろな状況、要求の中では、私どもも地元を

代表する国会議員としてもそういう要請あるい

は森林の重要性、こういったことを含めた考えの中でやつていくべきなんだろうと、こんなふうに考えておりますので、先生からもどうかこれらの促進についてなお御協力をいただければ、同県人として私も大変やりやすいなど、こんなふうに思うものでございます。

ところで、御質問の地域材利用促進のための問題でございますが、公共施設の地域材を積極的に利用すること、これは正に展示効果だとかかるいは波及効果も期待できますし、同時に、地

カット加工施設の導入など、加工と流通の合理化などにより、木材産業の構造改革を進め、品質それから性能の明確な製品を低コストで安定的に供給することが重要でございます。これらの施設整備などを進めているところでございます。

なお、これらの予算の確保に今全力を挙げて農林水産省としては努力をいたしておりますが、先生にも十分な御協力を、ひとつ予算獲得に御協力をいただければとお願いを申し上げる次第でございます。

○政府参考人(松野仁君)　お答えいたします。  
在来工法による木造住宅、これに対する国民のニーズは大変まだ高いと思います。住宅を選ぶとしたらどんな住宅、タイプの住宅を選びますかといふアンケートをいたしますと、いまだ七割の方が伝統的な在来木造住宅を選ぶとお答えになるということでございます。また、地域の産業振興あるいは文化の育成の観点からも、地域の在来工法による木造住宅の振興を図るということは大変重要な認識しております。

良質な在来工法の木造住宅を生産するに当たりましては、各地域におきまして大工の方々を中心とします技能者を確保するということが大変重要でございますが、技能者の減少あるいは高齢化などの進行によりまして、委員御指摘のとおり、後継技能者の育成というのが大きな課題となつて

国土環境の局長さん、結構ござりますので。  
ありがとうございます。  
マイナークロップの問題についてお尋ねをした  
いというふうに思います。  
私の地元の町に、とても長芋がすごくよくすく  
すく伸びて、こんな大きい長芋の取れるところが  
あるんですね。その長芋に対する農薬はないそう  
です、指定された農薬が。それで、結局無登録で  
なるよう農薬を使っているんだけれども、それ  
にはヤマイモコガという大変すごい強力な害虫  
がいて、その害虫が発生してしまって葉っぱは全  
部やられてしまって、それで生育した長芋が、女  
性の方ならお分かりになると思いますが、長芋をす  
すつて赤黒く、紫黒くなるのが、あれがそつなん  
ですが、未生育、完全に生育しないで育つてしま  
う。でも、それはすつてみないと分からないんで  
すね。それが大きくなガイモコガというガの病気  
だそうであります、そのためには無登録農薬を

今実際使っているんだと。  
これが一月から何かグループ化されてやつていて  
ただけるという、この間、お話を聞きました  
が、それは、必ず来年度の何か収穫までに差し支  
えなくそれができるのかどうか本当に心配してお  
られます。もし農薬取締法に引っ掛かつたらおれ  
たちの長芋は全滅してしまうと。あの山形の十一  
億円のラ・フランスのように長芋も全部廃棄処理  
にされてしまうのかどうか是非聞いてほしいとい  
うふうに言わされましたので、お尋ねをします。  
○政府参考人(須賀田菊仁君) お答えを申し上げ

○政府参考人(須賀田菊仁君) お尋ねを申し上げます。 うふうに言われましたので、お尋ねをします。  
既存の登録農薬、その適用作物拡大するには、  
それは使用方法の変更になりますので、当然のこと  
とながら登録の変更が必要になつてくるわけでござ  
ります。現在、先生もおつしやいましたように  
緊急に適用を拡大するという意味で、各都道府県  
からその適用拡大を要望を調査した上で、データに  
基づきまして農薬適用作物のグループ化というの  
を現在進めておりまして、十一月中に、本年の十一  
二月中、データに基づきます農薬適用作物のグ

カット加工施設の導入など、加工と流通の合理化などにより、木材産業の構造改革を進め、品質それから性能の明確な製品を低コストで安定的に供給することが重要でございます。これらの施設整備などを進めているところでございます。

なお、これらの方々の予算の確保に今全力を挙げて農林水産省としては努力をいたしておりますが、先生にも十分な御協力を、ひとつ予算獲得に御協力をいただければとお願いを申し上げる次第でございます。

今後とも、木材産業の構造改革や関係省庁との連携強化などを図りまして、地域材の利用が促進されるよう努めてまいりたいと思います。

なお、先生から、何らかの助成、補助率のかさ上げというふうな問題もあつたわけであります。が、国庫補助事業の補助率は、事業実施主体、それから事業目的、内容などを総合的に勘案して決定されているものと考えておりまして、農林水産省もいたしまして、展示効果や波及効果の期待で見る公共施設を地域材を利用してモデル的に整備する場合に補助を行う事業を実施しているところでございまして、こうした事業を通じまして公共施設への地域材利用を促進してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○和田ひろ子君 今、乾燥設備やプレカットなんかにも十分配慮していきたいというふうにおっしゃられたというふうに思いましたので、どうぞよろしくお願いします。なかなか、乾燥の施設が小さな町村とかの木造住宅さんではなかなか大変だと思いますので、是非にそんなことも考えていただきたいと思います。

国土交通省の住宅局長においてをいただいております。一つお尋ねをします。

地域材を使う大工さんという方が本当にこのごろはいらっしゃらないんではないかななどといふに私は思いますので、地域材の需要を拡大するためには、伝統的な日本家屋を建てることのできる大工さん、たくみの養成なんかが是非必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。  
在来工法による木造住宅、これに対する国民のニーズは大変まだ高いと思います。住宅を選ぶとしたらどんな住宅、タイプの住宅を選びますか?というアンケートをいたしますと、いまだ七割の方が伝統的な在来木造住宅を選ぶとお答えになるということをございます。また、地域の産業振興あるいは文化の育成の観点からも、地域の在来工法による木造住宅の振興を図るということは大変重要だと認識しております。  
良質な在来工法の木造住宅を生産するに当たりましては、各地域におきまして大工の方々を始めとします技能者を確保するということが大変重要なことでございますが、技能者の減少あるいは高齢化などの進行によりまして、委員御指摘のとおり、後継技能者の育成というのが大きな課題となつてゐると思います。国土交通省といたしましては、本造住宅総合対策事業という制度を持つております。地方公共団体などと連携いたしまして、講習会の開催に対する補助などを行っておりまして、この大工技能者等の育成に対して支援を行つてきているところでござります。  
今後とも、関係団体あるいは公共団体と連携を取りながら、後継技能者の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。  
○和田ひろ子君 ありがとうございます。結構でございます。  
みんな、七〇%以上の方が日本建築の、日本のおうちに住みたいと思ひながら、いざ建てるとなると、木が、材木が高くて、結局は今までのトうな、今普及しているような住宅になつてしまふのがとても残念だというふうに思います。それはやっぱりそういう方々のいらつしやらないこともあると思いますので、何とぞよろしくお願ひします。  
次に、農業取締改正法案の審査のときに、みんな、同僚議員からもたくさん出ましたマイナーケロップの問題をお尋ねしたいと思います。

国土環境の局長さん、結構でございますので。ありがとうございます。  
マイナークロップの問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。  
私の地元の町に、とても長芋がすごくよくすくすく伸びて、こんな大きい長芋の取れるところがあるんですね。その長芋に対する農薬はないそうですが、指定された農薬が。それで、結局無登録によるような農薬を使っているんだけれども、それにはマイモコガという大変物すごい強力な害虫がいて、その害虫が発生してしまったと葉っぱは全部やられてしまつて、それで生育した長芋が、女性の方ならお分かりになると思いますが、長芋をすつて赤黒く、紫黒くなるのが、あれがそつなんですが、未生育、完全に生育しないで育つてしまう。でも、それはすつてみないと分からないんでですね。それが大きくなガイモコガというガの病気だそうであります、そのためには無登録農薬を今実際使つているんだと。  
これが一月から何かグループ化されてやつていただけるという、この間、お話を聞きしましたが、それは、必ず来年度の何か収穫までに差し支えなくそれができるのかどうか本当に心配しておられます。もし農薬取締法に引っ掛かつたらおれたちの長芋は全滅してしまうと。あの山形の十一億円のラ・フランスのように長芋も全部廃棄処分にされてしまうのかどうか是非聞いてほしいといふうに言わされましたので、お尋ねをします。  
○政府参考人(須賀田菊仁君) お答えを申し上げます。

ループ化等についての検討を行いまして、来年の一月中に変更登録申請を受け付けたいというふうに考えております。改正法の施行までには農業の適用拡大促進を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、先生今言われましたそのヤマノイモコガに効く農薬、私の手元には結構ございます。ここだけでも六種類ぐらいございますし、私も今朝ちょっとと聞いてみたんですけども、福島県の方からはこれについての要望が出ていないんじゃないかなと思われますので、よく検討をしたいというふうに思っています。

○和田ひろ子君 是非そういう周知徹底というか、無登録じゃなくてもグループ化はされて長芋にも使っていい農薬というのはあると思いますので、そういう周知徹底というのがすごく必要だと思いますので、お願ひします。

ちょっとと水産庁に全部統けてお尋ねします。

漁船にGPSが付いているそうです。それは車でいえばカーナビということなんだと思いますが、カーナビを整備するために助成してほしいと言えれば、車は自分で買っているんだから、漁船だけ買わなければいけないということですね。それは分かります。でも、例えば自動車なら車止めでだからこの道どこですかと聞けますけれども、漁船というのはだれにも聞けないんですから、そういうことを思えばそういうものの必要性はあるといふうに思います。そのことはお答えはいたしかなくとも結構ですけれども。

今、北朝鮮の拉致の問題なんかがあるとすれば、漁船の皆さんのがGPSを積んで、今どんなところにいるけれども不審船らしいものがあるというような、海の消防みたいなのが是非あってかかるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(大島理森君) 海の今、消防署。

○和田ひろ子君 いや、そういう消防団みたいな。

○国務大臣(大島理森君) ああ、消防団みたいな。

○和田ひろ子君 みんなでネットを。

○国務大臣(大島理森君) ネットを組んで。

和田委員の福島県も太平洋側に面しております。私のところは日本海、太平洋、陸奥湾、津軽海峡と様々あります。いわゆるボランティアで、何というんですか、自分たちの海を守るという形での組織というのは、むしろ海上保安庁や、あるいは基本的には政府が海を守る責任は私はあると思いますけれども、例えば密漁対策でございまして、やはり漁協とかそういう方々が自分たちの海を守るという意味でかなり進んでいるのではないかと思います。

具体的にそういうものにどういう助成をしているかどうか、長官の方で分かれます。私が車は基本的に国家がきちっとやらなきやならぬものだと思います。内々の、自分のところの海を守るという意味ではそういうボランティア的なそういうものが、私は、今私の知っている限りでも相当そういうふうな意味であるなという感じでございますが、具体的な施策がもしあればちょっとと水産庁の方から。

○政府参考人(津野田元直君) お答え申し上げます。

海上保安庁におきましては、海上における事件、事故の情報提供を求めるために私ども緊急通報用の電話番号というのを設けておりまして、一一八番でございます。この運用を行っております。これらによりまして、密航・密輸事件ですとかあるいは不審船などに関する情報提供をいただいているということござります。

そのほか、私ども海上保安庁と海上保安協会とで協力をいたしまして、漁民の方などを海上防犯指揮員という形で委嘱をいたしまして、不審な船舶ですとかあるいは事件に関する情報をいただいています。

ているという状況でございます。

これらの組織を更に拡大発展させるために、海上保安庁と日本船舶振興会が協力をいたしましたて、来年の二月一日の発足を目指しておりますが、十万人規模で沿岸監視ですとかあるいは環境の保全活動などを行う全国的なボランティア組織である海守という名前のボランティア組織であります。

海守と現在準備を進めているという状況でござります。

○和田ひろ子君 海何とおっしゃいましたか。

○政府参考人(津野田元直君) 海守という名前でございます。

○和田ひろ子君 ああ、海守、ああ、海を守る。

質問を残してしまいましたが、終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

五日の農水委員会で米の政策の見直しについて質問させていただきましたが、それに関連して確認をますしておきたいと思います。

それで、五日の質疑で、大綱で示されていました手経営安定対策について、農水省の案で北海道十ヶタール、都道府県四ヶタール以上の対象となる認定農業者数はどれだけですかというふうに聞いたときに、北海道は一万、都道府県が八万というふうなお答えでしたね。

それで、二〇〇〇年センサス、農水省で出しているこの認定農業者がいる農家に関する統計で見ますと、北海道は水田經營をやつている認定農家は全体でも六千二百四十三戸しかいませんですね。だから、どうしてそれが、北海道で対象となるのが一万になるのかというのを質問したいんですけども、まずお願いします。

○政府参考人(川村秀三郎君) 先般の本委員会におきまして、平成十一年のセンサスを基に、個別経営体につきまして幾つか要件はあります。規模要件に着目して試算をしたということでござります。そして、その規模要件に基づいて一定の試算をいたしますと北海道で約一万戸ということになります。

今、先生御指摘のとおり、確かに北海道の認定

農業者数というのは六千四百余でございます。今回、そういうことでセンサスに基づく最大限の数値を申し上げたわけですが、これに認定農業者でありますとか生産調整実施者であるという要件も加わります。

ちょっとと付言いたしますと、こういう数値的な基準を設けまして目標を設けた、それからまた政策的に明確な位置付けをした、それからまた政策者の運用についても今後改善を行っていく、それからまた集落段階で地域ごとに担い手を明確化しておりますので、最大限の数値として申し上げたわけでございます。

○紙智子君 最大限の数値というふうに言われるんですけども、実際、規模で見ても、この同じセンサスで例えば経営耕地面積が十ヶタール以上は、十ヶタール以上ということで見ますと、これは四千八百四十六戸ですから、そうしますと農水省が挙げた数字の半分程度なんですね。四千八百戸ということになると北海道の稻作販売農家の一八%と。この前お聞きしたときには四四%ぐらいということだったんですけども、そんなに膨らむのかなというふうに、いろんなことを勘案すると言うんですけども、最初にやっぱりお聞きしたときに、農水省から資料として、これが今度の担い手安定対策に一番近い数値なんだというふうに言って紹介されたわけで、その意味では実際ににはそういうふうに相当の開きがあると。

同様に、都道府県では三万三千戸、これだと一・九%ですから、農水省が出したその対策の案から見て、農水省で出している案も認定農業者に限定しているわけですよ。

だから、現時点で推計すると、全国で九万戸といふことが数字が出ているわけだけれども、四万戸にも満たないんじやないかと。結局、対象となるのは、そうすると全耕作販売農家の二%にしかならないということになるんじやないですか、い

○政府参考人(川村秀三郎君) 先ほども申し上げましたとおり、このセンサスに基づいて規模要件のみでお答えをしたところでございます。それに加えまして、認定農業者でありますとか生産調整実施者であるといったような要件が確かに加わるわけでございますが、今申し上げましたように、個別経営体でまいりましても、制度の改善、それから集落でのお話し合い等を通じてその拡大を図っていただきたいと思っておりますし、またこの個別経営体のほかにも集落型経営体というのを今回は明確に位置付けておりますし、その集落での取組ということで相当の戸数が対象になり得るんではないかというふうに考えているところであります。

認定農業者制度の趣旨を改めて周知をいたしました  
て、地域において水田営農を抱つてゐる農業者にて  
つきましては認定農業者として認定をして、重  
的に農地の利用集積の取組を行うということを今  
後指導していきたいと思つておりますし、また経  
営体の目標として平成二十二年の構造展望がある  
わけでございますが、その数値をやはりにらんと  
上での展開というものを考えていきたいというふ  
うに思つております。

も農水省としてはいろいろ青写真を作つて、そして認定農業者を将来はここまでにするというようなことをやつてきたわけですけれども、それが実際には実現しないできたわけで、そういう意味ではちゃんとリアルに事態を示しながらやつていくということが不可欠な問題だというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、ちょっともう一つ聞きたいので移りますけれども、MA米について質問いたします。

それで今回、生産調整に関する研究会で、心理的影響はあるけれどもこのMA米の影響はないんだという結論を付けています。それであれば、なぜ今度の交渉で市場アクセスに関する改善を求めるのか、この程度のミニマムアクセス米の認識で脱得口を持つてどこに当たるか、うこ

て認定農業者を将来はここまでにするというようなことをやつてきたわけですから、それが実際には実現しないでいたわけで、そういう意味ではちゃんとリアルに事態を示しながらやつしていくことが不可欠な問題だというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、ちょっともう一つ聞きたいので移りますけれども、MA米について質問いたします。それで今回、生産調整に関する研究会で、心理的影響はあるけれどもこのMA米の影響はないんだという結論を付けています。それであれば、なぜ今度の交渉で市場アクセスに関する改善を求めるのか、この程度のミニマムアクセス米の認識で説得力を持って交渉に当たれるのかということについて、大臣、いかがですか。

○國務大臣(大島理森君)　お言葉でございますが、前段のリアルに考えて数字を出せと、こういうお話を、これもあるほどそれもあるかもしませんが、一方、政策には目標というものも必要でござります。そういう観点から御理解いただきたいと思います。

そのところが私は、本当に数字の出し方が漠然としているといいますか、實際にはやっぱり今御議論している、検討している大事なときに、リアルにやっぱり数字そのものを示す必要があると思うんです。その点いかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今、認定農業者の見直しの関係でのお尋ねでしたが、既に認定農業者制度が発足してある程度の期間がたております。その中で、市町村ごとに認定にばらつきがありますとか、それから経営改善計画のフォローアップを行う必要がある等の御指摘もございます。そういう実態を踏まえまして、できるだけこの

ちよつとまだ議論があるなということを考えますと、九万が多いとか少ないとかということではなくて、九万というのは私どもの目標あるいは想定される数であろうと思いますが、要はそういう方々に生産の中核を担つてもらおうというそういう考え方、これが一番この議論の大事なところだということをあえて申し上げさせていただきたいと思つております。

○紙智子君　ちよつと今の説明でも納得いかないんですけども、いずれにしても、漠とした数字を出してそしてやつぱりやるのはなくて、リアルに示してやる必要があると思うんです。今まで

農政の基礎であり基本でござりますと、そしてそういう観点から多面的機能も非常に図つておりますと、私どもは、米の需給と価格の安定に支障を及ぼさないよう現在の総合的な国境措置、輸入管理体制を維持するということがまず基本でございます。

具体的には、高水準の枠外税率の堅持、高水準のマークアップの堅持、用途と国内供給量を限定できる一元的国家貿易体制の堅持、そして不公平なミニマムアクセス制度の是正を目指とし、我が国として受入れ可能な交渉の枠組みの実現に向かって交渉に臨んでいるところでございます。

改革、米の政策改革も今大綱を発表したところでござりますので、国民の理解と、与野党を乗り越えて私どもに対するバッカアップをしていただきながら全力を尽くして、先ほど申し上げたような主張をモダリティーに反映させるよう全力を尽くしてまいりたいと、こう思っております。

○紙智子君 ちょっと時間がもう本当にわざかしかないので、短くお願いします。

それで、現に今七十七万トンのミニマムアクセス米が入ってきてます。それで、この七十七万トンというのは、北海道でいいますと十三年度産がもう総生産量が六十四万トンですから、それを

（編集者）そんでもう少し詳しくおしゃるんですけれども、実際には増やしていくよりは、むしろもつと選別するという方向が出されているんじゃないですか。現状で農水省が出しているのを言うと、認定農業者を選別する方向について、地域の農業の担い手としてふさわしい農家を認定する運用ガイドラインを作る方針というのを出していますよね。これは関係者から意見を聞いて、経営改善の意欲が見られない場合はその認定を取り消すことも促すというふうなことも、先日、十二月八日付けの農業新聞に書いてありましたけれども、実際には絞り込んでいくことになるんじやないですか。

○國務大臣（大島理森君） 今、紙委員と局長の議論の中で数字の姿が議論されております。これは、今の時点で私どもの想定としてそういうことがあります。あるであろうということですが、大事なことは要するに坦い手と言われる人たちに、集落でもあるいは個人でもあるいは法人でも、そういう方々に生産の中核になつてもらおうという思想が私はこの政策の一一番大事なところだと思うんです。先般も愛知県に行きました、いわゆる受委託で百ヶタールやっていますという人たちがいる。ところが、私が、今ずっと議論した中でこの受委託毛糸衣など立派けむらか、ならばこの問題

○國務大臣（大島理森君）　お言葉でございますが、前段のリアルに考えて数字を出せと、こういうお話を、これもあるほどそれもあるかもしませんが、一方、政策には目標というものも必要でござります。そういう観点から御理解いただきたいと思います。

ミニマムアクセスの、どういうふうにおまえたちは考えてこれから議論しているんだと、議論していくんだと、交渉に對してどうなんだということでございますが、米の重要性というものについて（今直ぐ）、河田の日本一ぢからりますが、日本

昨日、北村副大臣をジュネーブに派遣し、議長の概観ペーパーが提出する前にやはりこのことを改めて、また私が十月に出張しそして強く要請、意見を申し入れ、と同時に、さらに日本時間の昨日、スペチャイWTO事務局長、ハービンソンWTO農業委員会の特別会合議長に対し私どもの今のような方針をきちりと申し上げております。そして、ミニマムアクセスだけのことについて言いますと、制度上の問題として四点挙げております。一つは輸出入国間の権利義務のバランスの確保、品目ごとの柔軟性の確保、三項目として最新の消費量を勘案した基準の見直し、そして四点目として特別措置を関税化した場合の加重アクセス数量の改善を主張しているところでございま

大幅に超えるだけのミニマムアクセス米が入つてきいて影響がないわけがないというのがみんなの声なんですね。それで、やはり米地帯である東北や北海道、北陸の十一道県、ここから農協中央会の連名で、ミニマムアクセス米については、過去最大規模の生産調整に取り組んでいる中で到底納得できるものじゃないとこの米の廃止ですね、最大限の努力をすべきだということを文書として要求を出されているわけですよ。

それで、農水省は、この今の現状の、今の提案で言いますと、今、頑張るんだという話をされてるんですけども、次期交渉でMA米の削減を求めるこによってどの程度の削減を見込んでおられるんでしようか。

○政府参考人(石原葵君) 今、交渉でどの程度の削減を見込んでいるかという御質問でございますけれども、我々がミニマムアクセスで主張しておるのは、先ほど大臣が申し上げたとおり四点ございます。その中の二つの点が、特に削減量に直結いたします。一つは、最新の消費量を勘案した基準の見直しというのでござりますし、もう一つが特例措置を関税化した場合の加重アクセス数量を改善すると、この二つでございます。これでありますと、現在ミニマムアクセス水準は七・二%でございますけれども、これが五%ということがあります。

ただ、五%ということになるわけでござります。現段階で具体的な削減量幾らとすることを申し上げるのは適当ではないのではないかと考えているところでございます。

○紙智子君 いずれにしても、今数字を聞いてもわざかなものだと思うんですよ。それで、本当に強気で交渉に臨んでいるアメリカやケアンズ、こ

ういうところに対し削減を求めていくわけだけれども、納得させていくと、やっぱり説得していくということで言いますと、本当に日本が弱腰でいたんじゃ駄目だというふうに思っています。それで、初めからやっぱり遠慮した姿勢じゃなくて、これこそ日本農業の根幹にかかる、米の存亡にかかわる問題なんだということを強く主張し、そして深刻な事態を示してMA米は削減というよりはやっぱり撤廃を求めるべきだというふうに私は思っています。

それで、本当に日本の主食を守るということで言いますと、確かに、日本国民にできるだけ安く米を供給できるようにしようという、それは必要だと思います。

しかし、全く条件の違う輸入米との競争で、生産費を勘案しないとか、農家の労賃も無視する価格を押し付けるというのは、国内生産のやっぱり農業を破壊することにつながるというふうに思っているんですね。

ですから、その意味でも、今は、それと、WTO協定以来、穀物メジャーなどが買いたたきなどで国際穀物価格が暴落をしているということの中ですでにアメリカ政府もいつたん廃止した価格保証を復活させるとか、そういうことになってるわけですから、ここは本当に、農業者に押し付けていいくんじゃなくて、国として農業を切り捨てるようにならないで、本当に正面から立ち向かっていかないことが必要だというふうに思っています。

そのことを強く申し上げまして、時間になります。

○岩本莊太君 国会改革連絡会の岩本莊太でございます。

先般の米問題の質問の際に残した分について今日はやせていただきたいと思つていますけれども、今、ちょっとMA米の議論出して、それを聞いておつてちょっと私なりに感じたことなんですが、けれども、恐らく、私は、農水省も腹の中ではもう、ちょっとMA米の議論出まして、それを聞いておつてちょっと私なりに感じたことなんですが、けれども、私は、農水省も腹の中ではいつも援助米やってますよね。こういうものの拡大といいますか、これも一つの手じゃないかなと思います。

そういうことで、したがつて、自給率を上げるという農水省の基本的方針はこれはしっかりと守つていただかなきやいけないし、具体的にやつていただかなきやいけないと思うんですけれども、一つは、MA米も出ましたので、生産拡大の手段、国内自給率ということじゃないですかけれども、農業の形を大きくするということで、米についても援助米やってますよね。こういうものの拡大といいますか、これも一つの手じゃないかなと思います。

東アジア、東南アジアですか、米の備蓄機構等の検討もあるようですが、どちらも、やはりタイなんかも含めますと、米の貿易国ですから、なかなか日本が出すということに対して抵抗があると思うんですが、いわゆる最貧国で米も買えない、米の貿易の範疇外にあるというところには出せません

てこない方が、農水省の行政はやらせないと。ただ、日本の国全体としてそれが一本化しないといふところが何か僕は問題じやないかと。だから、そつちの方の働き掛けが必要なんじやないかなど。これは、前回のウルグアイ・ラウンドのときから私はそういう面で感じておりますけれども、感想としてそれをちょっと述べさせてもらいます。

米の問題で、米の問題といいますが、米の問題

の際に私なりに感じたことですけれども、いわゆる米の問題に限らず、農業の問題、根源はやはり国内自給率の問題だと僕は思つております。例えば、先般も申し上げましたけれども、米にしても、ほかの農業がもっと広くできれば、米農家の生産の限界感とかそういうものももう少し薄れるんじゃないかなと、複合的なものもできるような環境になればですね。そういう面から、自給率が低いということが一つ大きな弱点といいますか、問題になつているような気がいたしまして、当然ながら、国内自給率以上の生産はできないわけですから、生産が制限されるということは農業経営も制限されるという、こういう理屈になるんじやないかと思います。

そういうことで、基準ということでいたしますと、一つは、食料不足に悩んでる開発途上国からの要請を受けているかどうかと、これが一つでございます。それからもう一つは、食料不足の状況、経済社会情勢等の事情があるかどうか、この二つでございます。こういうことでK.R.援助といふようになつております。

それからもう一つは、緊急食糧支援事業というのをやつております。これは、大規模な緊急食料支援ニーズが発生したというときに対応する事業でございますけれども、災害等で一時的大規模な食料不足が生じた国に対しまして、WFP等の国際機関の緊急アピールによる要請を受けて実施するものでございます。これは、平成十年にはインドネシアに対しまして七十万トンの援助をしたという実績がございます。

この事業の方は、そういうことからしますと、基準としましては、一つは災害等により一時的大規模な食料不足が生じてあるかどうかという点、それからもう一つは、WFP等の国際機関の緊急アピール等の要請があるかどうか、この二つが基準であろうかと思っております。

○岩本莊太君 当然のことながら外国の要請がなければいけないでしようけれども、そのためには

今のお話を聞いていても相当ふらつきますよね。ふらつくというか、相当幅があるような感じがあると思うんです。

それと、今、インドネシアなんというのは恐らくこれ、災害とかそういうときの援助米は別としても、米の取引ができる、やつていいけるような国

だらうと思うんですけれども、そういうものでないところで、もうこれ私の希望的な要望なんですけれども、要するにもう本当に食えない、食えないで困っているところがあるわけですね。それで、米の消費というのは今割と膨らんでいるわけですから、嗜好的にもそんなに問題がないと思うので、そういうところをやっぱりコンスタントとまではいかなくても、かなりはつきりとした量で確定されたような量で毎年毎年計上できるということ

が一つ大事じゃないかなという気がするんですけどもね。

それともう一つは、やっぱり農林省を中心じなくて、やっぱり外務省とか入って他力本願のところがあるんじゃなかという気がしますけれども、そういうところをやはり農林省、米という問題で農林省を中心として何か考えていただけないかな。これは希望的なあれもありますので、あえて答弁はいただきませんけれども。

もう一つ、やはり今は国内自給率を上げるといふのは、価格とか食味とかいうのは、なかなかこれは難しいと思うんですね。前々から私、何度か言わせていただいているんですけども、やっぱり安全性というのが一番大きな要素じゃないかな。そういう意味で、トレーサビリティーを念頭に研究されているということは私は大変いいことであると、是非そういうことを拡大、しつかりやつてもらいたいと。

ただ、それをもう一つ踏み込んで考えると、これは消費者の責任なのか、価格一つにしてもですね、消費者の方に上乗せするのか生産者に上乗せするかという問題もあると思うんですね。だから、そういう面で非常に難しいことは確かですが、是非こういうことを検討していただきたい

と。さらには、外食産業といいますか、自給率を下げているのはそっちの方が、こんなことを言うけれども、要するにもう本当に食えない、食えないで困っているところがあるわけですね。それで、米の消費というのは今割と膨らんでいるわけですから、嗜好的にもそんなに問題がないと思うので、そういうところをやっぱコンスタントとまではいかなくても、かなりはつきりとした量で確定されたような量で毎年毎年計上できるといふのが一つ大事じゃないかなという気がするんですけどもね。

それともう一つは、やっぱり農林省を中心じなくて、やっぱり外務省とか入って他力本願のところがあるんじゃなかという気がしますけれども、そういうところをやはり農林省、米という問題で農林省を中心として何か考えていただけないかな。これは希望的なあれもありますので、あえて答弁はいただきませんけれども。

もう一つ、やはり今は国内自給率を上げるといふのは、価格とか食味とかいうのは、なかなかこれは難しいと思うんですね。前々から私、何度か言わせていただいているんですけども、やはり安全性というのが一番大きな要素じゃないかな。そういう意味で、トレーサビリティーを念頭に研究されているということは私は大変いいことであると、是非そういうことを拡大、しつかりやつてもらいたいと。

ただ、それをもう一つ踏み込んで考えると、これは消費者の責任なのか、価格一つにしてもですね、消費者の方に上乗せするのか生産者に上乗せするかという問題もあると思うんですね。だから、そういう面で非常に難しいことは確かですが、是非こういうことを検討していただきたい

さうに、四半期ないしに一度くらい、今度も大臣の御出席の下で来年早々にも予定したいと思つておりますが、大臣の御出席の下でのそういう意見交換意見聴取も進めていくという状況でして、今後そういう観点の拡大をしていきたいというふうに思つております。

さらに、先ほど御指摘の中で自給率とも絡んでトレー サビリティーの関係で、外食あるいは加工食品、食品加工の問題が御指摘ございました。

我が国の食料供給の状況をざくっと御説明させていただきますと、先生御案内のところですが、国内の農業産物の三分の一は食品産業、外食及び加工食品を通じて消費されています。その分野から見ると、逆に原材料の三分の二は国産でございます。輸入が三分の一という状況でございます、原材料を直接ということで。こういう状況の中で、私ども、トレー サビリティーのみならず、やはり基本的な枠組みだらうというふうに思つております。そういう点で、トレーサビリティーシステム、消費者への情報提供、消費者の選択ということが基本的な枠組みだらうというふうに思つております。そういう点で、トレーサビリティーコスト問題もござります。あるいは品目ごとの状況の問題もござります。私ども、そういうことで、本年の九月だったと記憶いたしますが、九月から十月に掛けまして全国九ヶ所で、トレーサビリティー 자체、非常にこの一年ぐらいで議論になつてきました事柄ですので、共通認識、関係者の共通認識ということで消費者の方にも集まつていただきて、今後の姿、現状及び今後の姿について議論をさせていただいている状況にござります。

それと併せて、昨年のBSE問題以来、私ども、消費者との関係の定期的な情報交換、單に一方的な私どもの情報提供というだけじゃなくて、政策決定に当たつて消費者からの意見を事前にいろいろ形で聴取していくことと、平均的に現在のキユーバの農業について御説明したいと思います。

今キユーバは、環境保全型農業、有機農業の先進国として世界じゅうの注目を浴びている国なんですね。資料をお配りしましたが、概要がお分かる形で、その内容を簡単に説明いたします。まず、農業立国でいくのかという大激論があつたわけです。そのときに工業でやるべきだと主張して工业大臣になつたのがあの有名なゲバラなんですが、そんなばかりなことをするなどって片方のリーダーになつたのがこの竹内という老人なんですね。ゲバラをもう小僧扱いにして、いかにそんなことはできないかということを論破して、それでゲバラは負け、そしてボリビアに行つて単独ゲリラをやつていくという、そういう歴史があります。この老人、なかなか明治生まれの氣骨のあるヒミングウェーのような、何というか、容貌をしたすばらしい人だつたんですね。

りになると思いますので、お正月でもお暇なときは日を通していただければと思います。

実は、一九七四年、私はキューバを訪れておりました。これは革命十五周年記念のテレビの取材で入ったわけですけれども、そのときいろいろなキューバの社会状況というのを取材しました。

中でも農業問題では、実は日本人の農業の指導者に会つてゐるんですね。この方は竹内憲治という方でして、當時七十二歳。知人の協力を得てずっと若いときに南米の農業を研究して歩いていろいろな指導的役割をしていまして、四十三年間もその当時で住まれていた方です。

キューバ革命というのは、それまでのバチスタという非常に腐敗した独裁政権が統いていて、キューバの貧富の差が非常に激しくて、子供たちが売春しなきゃいけないような状況になつて革命が起きたわけですね。その後、カストロ政権といふのは、いろいろなアメリカの利権を制限したのですから、非常に弾圧を食らつて、そこへソ連が援助を申し出で、それでは共産主義でもやつてみるかというような感じで移行したという国なわけです。

その革命キューバが工業立国にすべきがあるは農業立国でいくのかという大激論があつたわけです。そのときに工業でやるべきだと主張して工业大臣になつたのがあの有名なゲバラなんですが、そんなばかりなことをするなどって片方のリーダーになつたのがこの竹内という老人なんですね。ゲバラをもう小僧扱いにして、いかにそんなことはできないかということを論破して、それでゲバラは負け、そしてボリビアに行つて単独ゲリラをやつしていくという、そういう歴史があります。この老人、なかなか明治生まれの氣骨のあるヒミングウェーのような、何というか、容貌をしたすばらしい人だつたんですね。

いたんですが、ソ連が入ってきたことによって、やっぱり大型の工業的な農業を進めるという方向へ路線が転換していった、その方が左遷されてしまつたということがあります、ところが、ソ連が崩壊していく中で、石油の供給が止まってしまうということが起きました。

そこで、流通あるいは大型機械農業も全然できなくなつていって、九〇年代というのはキューバは大変な食料危機に見舞われたわけですよ。それで、餓死者は出ないにしても、特に一千万ぐらいの都市の中で二百二十万人ハバナ、首都に住んでいて、ここで食料危機がひどくて、栄養失調で失明者が数万人出たというような大混乱が起きるんですね。しかも、遠くから農産物を運ぶというその石油が止まつたわけですからそれもできなくなつて、それで政策転換をした。そこから都市農業とかあるいは有機農業とかということで、石油に頼らないそういう農業の振興を始めて、今あらゆる自然農法というものの実験国家として注目を浴びているというのが現状でございます。

考えてみれば、これは何もキューバだけに限つたことじやなくて、世界じゅうの農業の問題、農業というのは百年の計で考えるべきだと私は考えますが、今世紀中に採掘可能な石油というのはなくなるんですね。あと、平均的に言えば四十年しかないというような状況の中で、すべてのことが変わつていくと思いますが、もう農業もそういう意味で大きな変化がやつてくるのはこれは間違いないと、そういう意味ではこのキューバの実験というのは我々の将来の姿でもあるといふふうに私は感じるんです。ちょうどキューバも、カロリーベースの食料自給率というのは四三%ぐらいで日本と似ているところですね。

ところが、有機農業への転換をすると余り資金も要らない、いろんな何というんですかね、そうした複雑なものが要らず、人手でもつて生産量も実はそんなに変わらないんだという証明が今でききていているということが大変参考になるんではな

いかと思います。

それで、質問は、我が國もやっぱりこういうことを、将来をにらんで、つまりもう石油という問題をにらんで、いつまでも外から買つていればいいというわけにいきませんし、石油を使う農業といつても石油はだんだん私は高くなつていくと思うんですね。少なくなつていくに従つて高くなつてきて経済的にも成り立たないこともあるし、これから循環型社会を世界が目指す中で、それに代わる農業ということももう準備しなきやいけない、そういう今我々は段階にいると思います。

そこで、食の安全とか安心の確保ということもありますけれども、そういう経済効率の問題とかそれから石油の問題を考えるときに、有機性資源の有効活用に向けたそうした循環型農業の推進というのを一方で計画していかなければいけないといふふうに思いますが、その有機農業の振興にも私は日本は力を入れるべきだという点で大臣の考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 今、中村委員がキューバの国の例を取りまして、有機農業、循環型農業の重要性ということを訴えられました。日本の場合を振り返つてみると、有機農業、循環型農業の必要性は、実は今お話をあったように消費者サイドから問題提起があつた、安心とか安全とか。私のこの短い人生の中での経験からいふと、やっぱり日本の農業は石油でできているんじやないかと、第一次、第二次オイルショックのときにそう言われたわけでございます。そういうエネルギー構造というものの、それから自給力というものの、やっぱり日本の農業は石油でできているんじやないかと、第一次、第二次オイルショックのときには確かにかかるんだということが私の主張なんですよ。ですから、人口の問題にしても、二〇〇六年をピークに百年後にはもう六千万ぐらいになるというよう、そういう状況もありますね。そういう事実を前にして、有効な農業は何かということを、有機農業は決して生産率が低いわけじゃないんです、そのことをもう少し重視して、今まで急に変えられないということもあるかもしれないけれども、一方では危機に用意するということを進めていくのが私は農政の本筋じゃないかと思いますので、是非とも積極的に取り組んでいただきたいとお願いして、質問を終わります。

○委員長(三浦一水君) 本日の質疑はこの程度に共通するところがあると思っております。そこで、私どももそういう観点から、まず一つはバイオマス・ニッポン総合戦略という中で、やはり堆肥等を含めた地域型の循環農業というものをより積極的に進めしていく、支援をしていくということが一つ必要であろう、このように思つております。また、やはり自由主義経済の中でございまますから、先ほど岩本先生からのお話がありましたように、消費者、市場を見るという意味で、ブランド・ニッポン戦略という観点からのまた有機農産物の供給力を拡大していくということにしてまいりたいと思います。

一方、現実に一億二千万人に対して安定した供給力を図るということをいたさなければなりませんので、そういう観点からの現実の政策として、それから石油の問題を考えるときに、有機性資源の有効活用に向けたそうした循環型農業の推進というのを一方で計画していかなければいけないといふふうに思いますが、その有機農業の振興にも私は日本は力を入れるべきだという点で大臣の考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 今、中村委員がキューバの国の例を取りまして、有機農業、循環型農業の重要性ということを訴えられました。日本の場合を振り返つてみると、有機農業、循環型農業の必要性は、実は今お話をあったように消費者サイドから問題提起があつた、安心とか安全とか。私のこの短い人生の中での経験からいふと、やっぱり日本の農業は石油でできているんじやないかと、第一次、第二次オイルショックのときには確かにかかるんだということが私の主張なんですよ。ですから、人口の問題にしても、二〇〇六年をピークに百年後にはもう六千万ぐらいになるというよう、そういう状況もありますね。そういう事実を前にして、有効な農業は何かということを、有機農業は決して生産率が低いわけじゃないんです、そのことをもう少し重視して、今まで急に変えられないということもあるかもしれないけれども、一方では危機に用意するということを進めていくのが私は農政の本筋じゃないかと思いますので、是非とも積極的に取り組んでいただきたいとお願いして、質問を終わります。

とじめます。

○委員長(三浦一水君) 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十一月二十八日、質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

今、深刻な不況と信用不安の下で、農林水産協同組合が破綻した際に、貯金債権者の保護の範囲を元本一千万円とその利息に限定するという、いわゆるペイオフを全面解禁する条件がないことは明白です。既に、本年四月に定期性貯金のペイオフが解禁されている中で、流動性貯金について、

今回の二年に限つた延長措置は、小泉内閣が進められたことによる措置であります。しかし、本年四月に定期性貯金のペイオフが解禁されている中で、流動性貯金について、

○中村敦夫君 有機農業の重要なことは、消費者の安全だけじゃなくて生産の問題ですね、それしかわるんだということが私の主張なんですよ。ですから、人口の問題にしても、二〇〇六年をピークに百年後にはもう六千万ぐらいになるというよう、そういう状況もありますね。そういう事実を前にして、有効な農業は何かということを、有機農業は決して生産率が低いわけじゃないんです、そのことをもう少し重視して、今まで急に変えられないということもあるかもしれないけれども、一方では危機に用意するということを進めていくのが私は農政の本筋じゃないかと思いますので、是非とも積極的に取り組んでいただきたいとお願いして、質問を終わります。

○委員長(三浦一水君) 本日の質疑はこの程度に

す。そのことを強く要求して、反対の討論といった  
します。

○委員長(三浦一水君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これよりお決まりになります  
農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

う決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時十六分散会

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

等に関する請願(第五八六号)

第五八六号 平成十四年十一月二十七日受理  
食品の表示制度の改善、食料自給率の向上等に関する

する請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字牧野林

八二ノ二 関村景介 外千五百  
十四名

**紹介議員 平野 達男君**

である。しかし、非常に低い確率ながらも、人の感染のおそれがあるBSE（狂牛病）が日本でも発生した。そのうえ、それに端を発して偽装表示が次々と発覚し、何を信じていいのか分からなくなっている。現在政府は、食の安全確保

のための法律や行政組織について検討を始めてい

## 二、食料のこと

一、食料の安全確保のためには、国内の農林水産業を守り、食料自給率を上げるための施策を強化すること。特に、「地産池消」を促進していく施策を進めること。また、BSE被害に対する十分な生産者補償を早急に行うこと。

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一 食品の表示制度の改善 食料自給率の向上  
等に関する請願(第八八二号)(第九六五号)

第八八三号 平成十四年十二月三日受理  
食品の表示制度の改善、食料自給率の向上

る請願  
請願者 岩手県大船渡市大船渡町砂子前ノ八  
多山一男 千九十九名

紹介議員 紙 桂一男 外子力十九  
この請願の趣旨は、第五八六号と同じである。

第九六五号 平成十四年十二月四日受理  
食品の表示制度の改善、食料自給率の向上等

する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村大沢二〇三  
三 加藤善正 外千五十二名

紹介議員 岩佐 恵美君  
この請願の趣旨は、第五八六号と同じである。

第八部 農林水產委員會會議錄第九號 平成十四年十二月十日 【參議院】





平成十四年十二月十六日印刷

平成十四年十二月十七日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P